

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

小樽市長

## 公表日

令和7年12月23日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>・高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し並びに返還の受付、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、保険料の額に係る通知書の引渡し、及び保険料の徴収などの事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①被保険者の資格管理に関する事務</li><li>②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務</li><li>③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li><li>④保険料の特別徴収に関する事務</li><li>⑤保険料の口座振替に関する事務</li><li>⑥保健事業の実施に関する事務</li></ul>
③システムの名称	①後期高齢者医療システム、②後期高齢者医療広域連合電算処理システム、③滞納整理システム、④収納管理システム、⑤中間サーバー、⑥統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療台帳、収納管理・滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜情報照会＞</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</p> <p>＜情報提供＞</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部 保険年金課、保険収納課
②所属長の役職名	保険年金課長、保険収納課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーの真正性の確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守しているため。	

9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じているため。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	医療保険部 後期高齢・福祉医療課長 須藤慶子、保険収納課長 小林 信夫	医療保険部 後期高齢・福祉医療課長 須藤慶子、保険収納課長 生瀬 裕司	事後	大争突動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年5月31日	I-5②所属長	医療保険部 後期高齢・福祉医療課長 須藤慶子、保険収納課長 生瀬 裕司	医療保険部 後期高齢・福祉医療課長 佐藤典孝、保険収納課長 阿達 広司	事後	大争突動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成29年12月1日	1②事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務 ③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務 ④保険料の特別徴収に関する事務 ⑤保険料の口座振替に関する事務	・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務 ③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務 ④保険料の特別徴収に関する事務 ⑤保険料の口座振替に関する事務 ⑥保健事業の実施に関する事務	事後	法令等の改正による変更
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	医療保険部 後期高齢・福祉医療課長 佐藤典孝、保険収納課長 阿達 広司	後期高齢・福祉医療課長、保険収納課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらない。
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更
令和2年6月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項 <情報提供> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項	<情報照会> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	I-5①部署	医療保険部 後期高齢・福祉医療課、保険収納課	福祉保険部 保険年金課、保険収納課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	I-5②所属長の役職名	後期高齢・福祉医療課長、保険収納課長	保険年金課長、保険収納課長	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①被保険者の資格管理に関する事務</li> <li>②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務</li> <li>③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務</li> <li>④保険料の特別徴収に関する事務</li> <li>⑤保険料の口座振替に関する事務</li> <li>⑥保健事業の実施に関する事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li> <li>①被保険者の資格管理に関する事務</li> <li>②保険給付の申請及び届出の受付に関する事務</li> <li>③保険料の賦課、徴収及び滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</li> <li>④保険料の特別徴収に関する事務</li> <li>⑤保険料の口座振替に関する事務</li> <li>⑥保健事業の実施に関する事務</li> </ul>	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報提供&gt;</li> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の83の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報提供&gt;</li> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の80、83の項</li> </ul>	事後	精査による。
令和7年12月23日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の59の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の85の項</li> </ul>	事後	法令改正による。
令和7年12月23日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報照会&gt;</li> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の82の項</li> <li>&lt;情報提供&gt;</li> <li>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の80、83の項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;情報照会&gt;</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</li> <li>&lt;情報提供&gt;</li> <li>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項</li> </ul>	事後	法令改正による。
令和7年12月23日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年12月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	IV-8人手を介在させる作業	—	十分である、根拠を記載	事後	様式改正による新規項目
令和7年12月23日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	—	(1)、十分である、根拠を記載	事後	様式改正による新規項目